平成２９年（フ）第１２７号
宮崎市太田３丁目３番10号　アカネ・アネックス宮崎303号
債務者　大田原泰明
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１３２号
宮崎県東諸県郡国富町大字木脇5299番地４
債務者　岩切　律子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３７号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4672番地256
債務者　工藤　　剛
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第３８号
北海道小樽市入船４丁目18番16号、前住所北海道余市郡余市町黒川町19丁目12番地２　エスペランサ202号
債務者　小泉　文平
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第４５５号
京都市下京区七条御所ノ内中町28番地２
債務者　大栢　祥子（旧姓玉越）
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４８９号
京都府相楽郡精華町大字祝園小字門田３番地フレグランス祝園203号
債務者　加藤　真樹
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８号
宮城県遠田郡美里町字桜木町34　ユープラＡ101、住民票上の住所宮城県大崎市鹿島台平渡字長根52番地２　ソレアードⅡ103号
債務者　岩渕　美典
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第３８号
福島県郡山市中田町駒板字橋場22番地
債務者　橋本さおり
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第７５号
金沢市長土塀３丁目16番８号
債務者　番匠　正映
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８１号
福井市経田１丁目605番地
債務者　柴田　知拡
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７号
千葉県野田市なみき３丁目11番地８
債務者　小林　晴美
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１５３号
千葉県松戸市樋野口617番地の１　ＫＡＨＡＬＥ松戸Ａ―102号
債務者　太田　賢一
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１９１号
千葉県松戸市高塚新田115番地の51　アンジュメゾン202号
債務者　髙橋　伸子
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２１８号
千葉県松戸市緑ケ丘２丁目244番地の２　緑ケ丘ハイツ２―203号
債務者　吉田　千代
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２３９号
千葉県松戸市松戸新田575番地の50　カーサー稔台102号
債務者　井上　亘行
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２４１号
千葉県松戸市松飛台151番地の１　フラワーハイツ102号
債務者　兼坂友紀子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部